旭川市行財政改革推進委員会資料

地域集会施設の活用に関する実施計画 (案)

令和元年(2019年)〇月

#### 目 次

第1章	実	施計	画σ	槻	要																
	1	実旅	計画	可の	趣詞	<b></b>	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	Р	2
	2	こオ	まて	<b>う</b> の	経	過・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
	3	基本	的な	渚	え	方 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4
	4	実旅	計画	回の	位i	置作	けけ	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	6
第2章	施	設₫	)効率	函	なぇ	舌月	別に	向	け	た	取	組									
	1	施討	との対	)率	的7	な清	5月	][=	向	け	た	取	組	の	考	え	方	•	•	Р	7
	2	施討	との交	]率	的	な清	5月	][=	向	け	た	取	組	内	容	•	•	•	•	Р	8
	(1	)	设置	目的	勺•	名	称	•	-				•	•			· F	9 6	3		
	(2	)	事業	•		•	•	•	-				•	•			· F	<b>S</b>	)		
	(3	)	開館	诗間	引及	び	休的	館	3				•	•			F	7	0		
	(4	.)	指定	管理	里者	-1=	ょん	る官	<b></b> 雪玉	里·			•	•			· F	<b>)</b> 1	1		
	(5	) .	使用:	料及	文ひ	浰	用》	料金	金	り記	公分	E基	<b>支</b> 线	重 <del>年</del>	争 .		· F	<b>)</b> 1	2		
	(6	)	減免	•		•	•	•	-				•	•			· F	7	9		
	(7	)	その	他追	重用.	112	関	する	3 3	_ 5	_ :	•	•	•			· F	2	0		
第3章	生	涯学	學習♂	振	興																
	1	公臣	館の	)位	置值	寸(-	<b>† •</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	21
	2	現状	と誤	題	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	21
	3	生涯	E学習	の	振	興に	2 坐	i <i>t</i> -	つ	て	の	取	組	の	方	向	性	•	•	Р	22
	4	社会	教育	活	動	こ具	ます	る	推	進	体	制	•	•	•	•	•	•	•	Р	23

#### 集会施設について

本市では、ときわ市民ホールや住民センター、公民館等、貸室としての性質を持つ施設を設置しており、町内会活動等のため地域住民による管理運営団体に貸し付けているものも含めて、旭川市公共施設等総合管理計画において、「集会施設」として総称しています。これら集会施設のうち、機能の提供範囲が主に地域である施設を地域集会施設としています。

設置根拠	施設名	機能提供範囲
旭川市ときわ市民ホール条例	ときわ市民ホール	市内全域
旭川市勤労者福祉総合センター条例	勤労者福祉会館,建設労働者福祉センター	市内全域
旭川市市民活動交流センター条例	市民活動交流センター	市内全域
旭川市住民センター条例	東部住民センター, 北部住民センター, 永山住民 センター, 神居住民センター	主に地域
旭川市地区センター条例	末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター	主に地域
社会教育法及び旭川市公民館条例	中央公民館,永山公民館,東旭川公民館,神楽公民館,末広公民館,江丹別公民館,東鷹栖公民館,神居公民館,西神楽公民館,北星公民館,新旭川公民館,春光台公民館,愛宕公民館,東光公民館	主に地域
※貸室を行っていないものを除く。	東旭川公民館瑞穂分館,東旭川公民館日の出分館,西神楽公民館就実分館,東鷹栖公民館第1分館,東鷹栖公民館第3分館,東鷹栖公民館第4分館,神居公民館上雨紛分館	複数の町内会
旭川市農村地域センター条例	西神楽農業構造改善センター,東旭川農村環境改善センター,旭正農業構造改善センター,永山ふれあいセンター,東鷹栖農村活性化センター	主に地域
旭川市地域活動センター条例	末広地域活動センター、緑が丘地域活動センター	主に地域
旭川市地区体育センター条例	東地区体育センター	主に地域
旭川市生活館条例	近文生活館,市民生活館	主に地域
旭川市地区会館条例	西神居会館,嵐山中央会館	複数の町内会
その他の施設(町内会活動等のため, 地域住民による管理運営団体に貸付 けているもの)	緑が丘住民センター, サニータウン貸付地, 中島 交友会館貸付地, 錦はるかぜ公園会館, 春光1・ 2 区青少年会館, 春光中央青少年福祉会館, 春光 6 区会館(借上げ)	複数の町内会

<sup>※</sup> 近文生活館及び市民生活館は、アイヌ文化伝承に関する事業を行っており、建物の規模が比較的小さいため、活用 方針の対象外とします。

<sup>※</sup> 各施設は、設置根拠(条例)ごとに区分し、施設類型として整理しています。

#### 第1章 実施計画の概要

#### 1 実施計画の趣旨

本市では、公共建築物の老朽化に対して、できるだけ建替えを抑制しながら対応することとしており、先に策定した旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画 (以下「施設再編計画」という。)において、住民センター、地区センター、公民館(分館を除く。)、農村地域センターなどの主に地域住民が利用する施設については、まず、施設の効率的な活用により、多様な活動の場所を提供していくこととしています。

施設の効率的な活用を検討するに当たっては、特に公民館において建築年数経過による老朽化等の課題が生じていることから、施設の運用だけではなく、社会教育法に基づく公民館の位置付けの見直しやそれに伴う生涯学習の振興など、関連施策を推進するための事業構築についても整理が必要です。

利用者への説明や関連施策の推進に当たり、これらの事項を一体的に検討し進めていくことが必要であることから、地域集会施設の活用に関する実施計画(以下「実施計画」という。)として、施設の効率的な活用に向けた取組と生涯学習の振興に関する取組を併せて示すものです。

#### 2 これまでの経過

#### (1) これまでの経過

本市では、地域集会施設に関する検討を、施設再編計画の策定作業と連動して平成29年度から本格的に進めており、これまで、市内各地域における意見交換会の実施や意見提出手続などの市民参加の取組を経ながら、「地域集会施設の活用方針(平成31年2月策定)」(以下「活用方針」という。)として、取組の方向性や主な検討項目及びその考え方をまとめています。

実施計画は、この活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理するものです。

#### (2) 活用方針の概要

活用方針で整理している内容は次のとおりです。

	区分	内容
取組の方向性		これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を中心
		に、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基
		盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対
		応できるようにします。
主	公民館の位置付け	公民館は生涯学習を振興するための社会教育施設としての位置付けを
な	の整理及び生涯学	持っていますが、専用の施設を持たない場合でもその振興が可能なのか
検	習活動の場の確保	について検討を進めます。
討		その際の主な検討項目は、「生涯学習活動の場の確保」、「地域課題解決
項		に向けた活動機会の拡大」、「推進体制」の3点です。
目		

区分		内容
	利用者負担	多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料を設定するこ
		ととし、その額は、平成29年度の「「受益と負担の適正化」へ向けた取組
		指針」(改訂版)を踏まえ、「市費負担割合 50%: 受益者負担割合 50%」
		の考え方に基づき設定します。
	減免	減免については、利用者の固定化や負担の公平性が損なわれることの
		ないよう、真にやむを得ないものに限定することを基本とします。
		現在,減免としているもののうち,市民委員会,町内会,地域自治団体
		の減免については、市が規定しない方向で検討します。
		また、社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体につ
		いては、各地域における施設の設置状況等も踏まえながら、減免規定によ
		らずに助成事業による対応を含めて検討します。その際、併せて、減免又
主		は助成対象の仕組みや認定基準に関する見直しも検討します。
な	運営に関する事項	〇時間帯区分
検		一部の施設を除き、いずれも午前・午後・夜間の3区分で運用してお
討		り、当面、現在と同じ時間帯区分の3区分を基本とします。
項		なお, 部屋の広さや利用状況に応じて, 午後の時間帯の分割などの運
目		用が可能となるよう見直しを検討します。
		O開館時間
		現在、いずれの施設も午前9時から午後10時までを開館時間として
		いますが,施設によっては,午後9時以降の利用が少ない状況もありま
		す。
		そのため、施設及び地域の状況を勘案しながら、開館時間について、
		午後9時まで開館する施設と午後 10 時まで開館する施設を設定しま
		す。
		〇休館日
		施設類型によって,年末年始及び祝日の扱いが異なっています。年末
		年始については、12月30日から翌年の1月4日までを休館日とし、そ
		の他祝日については,利用実態を踏まえて整理します。

#### 3 基本的な考え方

活用方針を踏まえ、実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項を、基本的な考え方としてまとめます。

#### (1) 地域集会施設の機能及び事業

地域集会施設のうち、地域活動センターと公民館では事業に関する規定を設けており、これらの施設では、貸室機能と事業が密接に関わっています。特に公民館は生涯学習を振興するための専用施設となっています。

それぞれの事業の内容は、地域自治の推進や生涯学習の振興に必要な取組であり、今後も事業を継続し、さらに市内全域に広げていくためには、一部の施設類型でのみ実施している貸室機能と事業が密接に関わっている運用を見直し、全ての地域集会施設において、それぞれの貸室機能を活用して事業を実施できる環境とすることが、老朽化施設への対応の点からも効率的な取組です。

そのため、地域活動に関する取組や社会教育法第22条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進めます。

#### (参考:事業に関する規定)

## 旭川市地域活動センター条例第3条 ・地域活動に関する情報の収集及び提供 ・地域活動に参加する機会の提供 ・地域活動に関する交流及び協働の促進 ・その他市長が必要と認める事業 ・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること ・各種の団体、機関等の連絡を図ること ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

#### (2) 公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保

公民館は社会教育施設であり、社会教育法第23条で営利を目的とした事業などの禁止事項 等があることから、地域集会施設の共通基盤化により、施設の効率的な活用を図るため、法に 基づく公民館の位置付けを持たない施設とすることについて検討します。

また、専用施設を持たない場合でも、全ての地域集会施設において、生涯学習の振興に係る 事業の実施を確保していくための推進体制等について検討します。

#### (3) 進め方

全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境とするため、各種見直しや事業構築を進めていくことが必要ですが、その際、現在の利用者に対して、活動場所の確保などの影響をできるだけ緩和するため、現状を踏まえて段階的に実施します。

第1段階は、令和2 (2020) 年度からの実施を予定しており、この間の運用状況等も踏まえながら、必要に応じて実施計画を修正し、概ね令和6 (2024) 年度を目途に第2段階(将来像)へ移行します。

#### ~ 将 来 像 ~

#### 全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するもの も含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備

#### 現 状

#### ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。

○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。

# 第1段階に向けた主な取

組

#### ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討。

- 〇利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては,利用料金の上限額)の導入)。
  - ※令和元年第3回定例会に関連議案の提案を予定。
  - ※利用者負担額の改定は、改定料金の上限を改定前の 1.5 倍としており、公民館等においては 1 回の改定で目安額まで到達することが困難であるため、複数回の改定が必要。
- ○市民委員会,町内会,地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討。
- ○公民館の運用の見直しにより、社会教育法第 23 条の禁止事項を除き、令和 2 (2020) 年度から飲食の扱いの緩和を検討。

#### 第1段階(令和2(2020)年度~)

### 〇社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて,施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討。

#### ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検 討。

- ○利用者負担額の改定。
  - ※2回目の改定により、部屋の広さに応じた共通使用料の全面実施。なお、一部の 貸室についてはさらに4年後に目安額に改定。
- 〇社会教育団体, 社会福祉団体, 農業団体, 生涯学習活動団体について, 減免等に関する審査認定基準を作成し, 順次, 対象団体の登録等を実施。
- 〇減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を活用しても、減免等の適用となる運 用を検討。
- ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討。

#### 第2段階(令和6(2024)年度~)

## 第2段階に向けた主な取

#### 4 実施計画の位置付け等

#### (1) 実施計画の位置付け等

実施計画は,施設再編計画のうち地域集会施設に関する具体的な取組内容を整理するもので, その期間は、策定時から概ね令和6(2024)年度(第2段階移行時)までとします。

#### (2) 実施計画の構成

実施計画について、施設再編計画及び活用方針との関係や構成は次のとおりです。

(視点)公共建築物の老朽化への対応 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画

#### 公共建築物のうち、地域集会施設に関する取組



地域集会施設の活用方針(平成31年2月策定)

- 〇取組の方向性
- 〇主な検討事項と考え方(利用者負担,減免,運営,公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保)



#### 地域集会施設の活用に関する実施計画

#### 第1章 実施計画の概要

実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項。

- ○地域集会施設の機能及び事業
- ○公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保
- 〇進め方

#### 第2章 施設の効率的な活用に向けた取組

施設の効率的な活用に向けた取組の考え 方を示すもので、令和2(2020)年度から の適用に向けて、利用者負担額の見直しに 関する取組も記載。

#### 第3章 生涯学習の振興

公民館として、専用の施設を持たない場 合も含めて、生涯学習の振興に関する取組 の整理。

#### 第2章 施設の効率的な活用に向けた取組

#### 1 施設の効率的な活用に向けた取組の考え方

活用方針や第1章「3 基本的な考え方」のほか、指定管理者との意見交換や公民館利用団体 を対象としたアンケート調査の内容も参考としながら、施設の効率的な活用に向けた取組を進め ていくための考え方は次のとおりです。

#### (1) 将来像を見据えた段階的な取組の検討

将来,全ての地域集会施設において,地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて,多様な利用目的に対応できる環境を整備していくためには,現行の利用者負担額や減免の扱いなどについて,できるだけ考え方を揃えていくことが必要となることから,段階的に各種見直しを進めます。

#### (2) 市が明確に定める部分と指定管理者等に委ねる部分

受益者負担割合の見直し、部屋の広さ別の共通使用料の設定等により、ほぼ全ての貸室において、利用者負担額が変わります。また、減免についても、段階的に見直しを進めます。このため、施設管理者と利用者の間で混乱が生じないよう、利用者負担額に関する事項については、市が明確に基準を設けます。

施設運用に関する事項は、地域の状況や施設の利用実態を踏まえて、指定管理者が対応できるようにします。

#### (3)管理運営手法

地域集会施設の管理運営形態は、直営と指定管理者制度(使用料又は利用料金制度)に分かれています。直営の地域集会施設については、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。

#### (4) 指定管理委託料の見直し

指定管理者制度(利用料金制度)で管理運営を行っている施設は、受益者負担割合の見直しにより、委託料の増額が必要となります。

#### 2 施設の効率的な活用に向けた取組内容

施設の効率的な活用を図るため、今後、検討が必要な主な事項について、それぞれ、現状、第1段階及び第2段階に向けた取組内容を示します。

(1)設置目的・	名称
	・住民センターと地区センターを除き、施設類型ごとに、設置目的が異なっていま
現 状	す。
	・施設名称は,次表のとおり施設類型ごとに分類されています。
第1段階に	〇現行の施設類型を継続します。
向けた主な取組	〇設置目的と施設の名称の変更は予定していません。
	第1段階(令和2(2020)年度~) ※現状と変更なし
	○全ての地域集会施設において,多様な利用目的に対応できる環境とすることを目
第2段階に	〇全ての地域集会施設において,多様な利用目的に対応できる環境とすることを目     指します。
第2段階に 向けた主な取組	
	指します。

#### (参考:現行の各条例における設置目的と施設名称)

現行の条例	設置目的
住民センター条例	本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、も
(第1条)	って住みよい地域社会の形成に寄与するため,住民センターを設置する。
【施設名称】	東部住民センター,北部住民センター,永山住民センター,神居住民センター
地区センター条例	本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、も
(第1条)	って住みよい地域社会の形成に寄与するため、地区センターを設置する。
【施設名称】	末広地区センター,豊岡地区センター,忠和地区センター,啓明地区センター,
	神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター
社会教育法 (第20条) 旭川市公民館条例 (第1条)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及 び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純 化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
【施設名称】 ※分館を除く。	中央公民館,永山公民館,東旭川公民館,神楽公民館,末広公民館,江丹別公民館,東鷹栖公民館,神居公民館,西神楽公民館,北星公民館,新旭川公民館,春光台公民館,愛宕公民館,東光公民館
農村地域センター 条例(第1条)	本市は、農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の 促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため、旭川市農村地域センターを設置 する。

【施設名称】	西神楽農業構造改善センター,東旭川農村環境改善センター,旭正農業構造改善セン
ENDER HITZ	ター,永山ふれあいセンター,東鷹栖農村活性化センター
	本市は、地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動(以下「地域活動」とい
地域活動センター	う。)を支援するとともに,地域住民の交流及び協働を促進し,もって活力ある地域社
条例(第1条)	会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため,地域活動センターを設置
	する。
【施設名称】	末広地域活動センター,緑が丘地域活動センター
地区体育センター	本市は、地域住民の心身の健全な発達、健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振
条例(第1条)	興を図り, 住みよい地域社会を形成するため, 地区体育センターを設置する。
【施設名称】	東地区体育センター

(2)事業	
	・地域活動センター及び公民館について、施設が行う事業に関する規定を設けてい
現状	ます。
	・事業に関する規定の内容は、次表のとおりです。
第1段階に	〇現行の施設類型を継続します。
向けた主な取組	〇事業の変更は予定していません。
	第1段階(令和2(2020)年度~) ※現状と変更なし
	〇全ての地域集会施設において,地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも
第2段階に	含め、多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。
向けた主な取組	〇全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を
	検討します。
	第2段階(令和6(2024)年度~)

#### (参考:事業に関する規定(再掲))

旭川市地域活動センター条例第3条	社会教育法第 22 条
・地域活動に関する情報の収集及び提供	・定期講座を開設すること
・地域活動に参加する機会の提供	・討論会, 講習会, 講演会, 実習会, 展示会等を開催すること
・地域活動に関する交流及び協働の促進	・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
・その他市長が必要と認める事業	・体育,レクリエーション等に関する集会を開催すること
	・各種の団体、機関等の連絡を図ること
	・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

(3)開館時間及	び休館日
	・いずれの施設類型も、開館時間は午前9時から午後10時までとなっています。
現 状	・休館日については,年末年始や祝日の扱いが異なっています。
	・各施設類型の開館時間及び休館日は、次表のとおりです。
	〇住民センター、地区センター及び地域活動センターについて、午後9時までの開
第1段階に	館とします。なお、臨時的に午後10時までの開館も可能とします。
向けた主な取組	〇年末年始については、12月30日から翌年の1月4日までを休館日とし、その他
	祝日の扱いについて検討します。
	第 1 段階(令和 2 (2020)年度~)
第2段階に	〇施設類型の見直しの際に、施設及び地域の状況を勘案しながら、午後9時まで開
第2段階に 向けた主な取組	館する施設と午後 10 時まで開館する施設や祝日開館の施設を指定することを検
門バニエは収組	討します。
	第2段階(令和6(2024)年度~)

#### (参考:開館時間及び休館日)

施設類型	開館時間	休館日		
住民センター		12月31日から翌年の1月3日まで		
地区センター		12 月 31 日から五年の「月 3 日ま C		
公尺紋		国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12		
公民館 	午前9時から午後10時まで	月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで		
農村地域センター		12月30日から翌年の1月4日まで		
地域活動センター		12 月 30 日から <u>笠</u> 年の 1 月 4 日ま C		
地区体育センター		12月31日から翌年の1月4日まで		

<sup>(</sup>注) 令和元年11月1日開設の緑が丘地域活動センターの開館時間は午前9時から午後9時まで

(4)指定管理者	による管理
	・現行の管理運営は、直営と指定管理者制度(使用料又は利用料金制度)の2つの
現 状	形態により行われています。
	・各管理運営形態の施設の内訳は、次表のとおりです。
第1段階に	〇施設の管理運営について、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影
向けた主な取組	響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。
	第1段階(令和2(2020)年度~)
第2段階に	第1段階(令和2(2020)年度~) 〇施設の管理運営について、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影
第2段階に 向けた主な取組	
212 1121 121	〇施設の管理運営について,地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影

#### (参考:現行の管理運営形態)

区分	施設類型等
直営	〇西神楽公民館及び春光台公民館を除く公民館
· 但名	〇農村地域センターのうち、東旭川農村環境改善センター
指定管理者制度(使用料)	〇公民館のうち、西神楽公民館及び春光台公民館
相足官垤旬前及(使用科)	〇東旭川農村環境改善センターを除く農村地域センター
	〇住民センター
   指定管理者制度(利用料金制度)	〇地区センター
相处官性 <b>名</b>	〇地域活動センター
	〇地区体育センター

#### (5) 使用料及び利用料金の設定基準等 【使用料及び利用料金】 住民センター、地区センター、地域活動センター及び地区体育センターについて は、貸室及び共用部分に関するコストの負担割合を「市費負担割合0%:受益者負 担割合 100%」, 公民館及び農村地域センターについては, 「市費負担割合 50%: 受 益者負担割合50%」に基づき設定することとしていますが、現行の公民館及び農 村地域センターの使用料は、その設定基準よりも低い状況にあります。 現状 【貸室区分】 ・現行,施設類型ごとに名称や区分の考え方が異なっており,公民館のみ,部屋の 広さに応じて、使用料を設定しています。 【利用時間帯区分】 ・末広地域活動センターを除き、午前(9時~12時)・午後(13時~17時)・夜間 (18~22時) の3区分で設定しています。 【使用料及び利用料金】 〇「「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針」(改訂版)における「市費負担割合 50%: 受益者負担割合50%」の考えに基づき使用料を設定することとし、利用者負 担額を改定します。 〇利用者負担額の改定は、改定料金の上限を改定前の1.5倍としています。公民館 等においては、1回の改定で目安額まで到達することが困難であるため、複数回 第1段階に の改定を行います。 向けた主な取組 【貸室区分】 ○多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設において は、利用料金の上限額)を設定します。 【利用時間帯区分】 〇当面3区分を基本としながら、現行の時間帯区分を継続します。なお、部屋の広 さや利用状況に応じて、午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう検討し ます。 第1段階(令和2(2020)年度~) 【使用料及び利用料金、貸室区分】 ○1回目の改定により目安額に到達しなかった部屋について、2回目の改定を行 い、多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設に 第2段階に おいては、利用料金の上限額)を全面実施します。なお、一部の貸室について 向けた主な取組 はさらに4年後に目安額に改定します。 【利用時間帯区分】 〇第1段階の運用状況を踏まえ、時間帯区分の見直しを検討します。

第2段階(令和6(2024)年度~)

(参考:施設類型ごとの部屋別の使用料及び利用料金の状況)※平成30年度の状況

施設類型/面積	~49 m²	50∼99 m²	100∼199 m <sup>2</sup>	200 m²∼
住民センター	500 円:4室	1, 900 円:8室	2, 700 円:4室	5, 600 円:4室
	1, 900 円:3室			
	平均 1, 100 円	平均 1, 900 円	平均 2, 700 円	平均 5, 600 円
			十段 2, 700 日	
地区センター	400 円: 8 室	1, 200 円:7 室		3, 200 円:8室
	1, 200 円:37 室			
	平均 1, 058 円	平均 1, 200 円		平均 3, 200 円
公民館	180 円:25 室	250 円:41 室	500 円:12室	1,000円:5室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1,000 円
農村地域センター	180 円:2室	250 円:9室	500 円:1室	620 円:1室
				1, 260 円:3 室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1, 100 円
地域活動センター	900 円:1室			4,800円:1室
	1, 200 円:1室			
	平均 1, 050 円			平均 4, 800 円
地区体育センター	400 円:2 室		2,000円:1室	7,000円:1室
	700 円:2 室			
	2,000円:1室			
	平均 840 円		平均 2, 000 円	平均 7,000 円

<sup>※</sup> いずれも条例上の午前の使用料及び利用料金(上限額を含む。)。

<sup>※</sup> 面積は、公民館の部屋区分による。

#### (5) 使用料及び利用料金の設定基準等・・・・ア 貸室区分

多目的の貸室について、区分及び貸室(部屋)の面積は、次表のとおりです。

区分	面積	
多目的室A	50 ㎡未満	
多目的室B	50 ㎡以上 100 ㎡未満	
多目的室C	100 ㎡以上 200 ㎡未満	
多目的室D	200 ㎡以上(多目的室Eを除く。)	
多目的室E(体育室等)	400 ㎡以上(同程度の貸室(部屋)を含む。)	

区分ごとの現行の貸室(部屋)の名称は、次表のとおりです。

多目的室A(50 ㎡未満)		
住民センター	東部【会議室(小),集会室(2 階和室),調理準備室】,北部【集会室(小),	
	調理室】,永山【調理室】,神居【調理室】	
地区センター	末広【ホール(小)(やわらぎ),会議室(和室)(大雪・石狩),調理室】,豊岡	
	【会議室(小)(2階),会議室(和室)(ななかまど・しらかば),会議室(和	
	室)(いちょう), 調理室】, 忠和【会議室(小), 会議室(和室)(つつじ), 調	
	理室】, 啓明【会議室(1階), 会議室(2階), 会議室3, 会議室(和室)(こぶ	
	し), 会議室(和室)(さくら), 会議室(和室)(かえで), 調理室】, 神楽岡【会	
	議室(1階)(シジュウカラ),会議室(2階)(オオルリ),会議室(2階)(ウグイス),会議室	
	(和室) (タンチョウ),会議室(和室) (アカゲラ),会議室(和室) (キレンジャク),調理室】,	
	新旭川【会議室(1 階),会議室 2(2 階),会議室 3(2 階),会議室(和室)(エ	
	ダマツ),会議室(和室)(トドマツ),会議室(和室)(カラマツ),調理室】,北星【会議	
	室 1, 会議室 2, 会議室 3, 会議室(和室)(ななかまど), 会議室(和室)(つ	
	つじ),会議室(和室)(さくら),調理室】,春光台【会議室1,会議室2,会	
	議室 3, 会議室(和室)(やどりぎ), 会議室(和室)(しらかば), 会議室(和	
	室)(みずなら)、調理室】	
公民館	中央【第2学習室,第3学習室,講座室,第1和室,第2和室,小会議室,	
	研修室】,永山【小会議室】,神楽【会議室,交流室】,末広【研修室,料理	
	講習室】,江丹別【和室,実習室】,東鷹栖【講座室,工芸実習室】,神居【小	
	会議室】,北星【和室】,新旭川【和室,会議室】,春光台【会議室,和室】,	
	愛宕【会議室,和室】,東光【和室】	
農村地域センター	西神楽【研修室(和室)】,東旭川【研修室(洋室)】	
地域活動センター	末広【研修室、会議室】、緑が丘【小会議室、学習交流スペース】	
地区体育センター	東【会議室 2,研修室 1,研修室 2,和室 1,和室 2】	

多目的室B(50 ㎡以	上 100 ㎡未満)	
住民センター	東部【会議室(中), 集会室(1 階和室)】, 北部【会議室】, 永山【集会室(中),	
	集会室(小),会議室】,神居【集会室(小),会議室】	
地区センター	末広【会議室(和室)(末広),会議室(ふれあい)】,豊岡【会議室(1階),	
	会議室(2階)】、忠和【会議室(1階)、会議室(2階)、会議室(和室)(なな	
	かまど・しらかば)】	
公民館	中央【ホール、音楽室、調理実習室、第1学習室】、永山【中会議室、和	
	室,調理実習室,工芸室,音楽室】,東旭川【和室,講座室,工芸室】,	
	神楽【研修室,第2学習室,第3学習室,和室,調理実習室,美術工芸	
	室】,末広【講座室,和室(1 階),和室(2 階)】,江丹別【講座室】,東鷹	
	栖【料理実習室,和室講座室,集会室,会議室】,神居【和室,調理実習	
	室,中会議室】,北星【講座室,料理講習室】,新旭川【講座室,実習室】,	
	春光台【講座室,実習室】,愛宕【講座室,実習室】,東光【多目的活動	
	室,第1講座室,第2講座室,学習室】	
農村地域センター	西神楽【研修室(洋室),調理実習室】,東旭川【研修室(和室),調理実習	
	室】,旭正【研修室(和室)】,永山【研修室(和室),研修室(洋室)】,東鷹	
	栖【研修室(和室),研修室(洋室)】	
地域活動センター	緑が丘【中会議室】	

多目的室C(100 ㎡以上 200 ㎡未満)		
住民センター	東部【集会室(大)】,北部【集会室(大)】,永山【集会室(大)】,神居【集	
	会室(大)】	
公民館	永山【講堂】,東旭川【講堂】,神楽【第1学習室,講座室,講堂】,末広	
	【講堂】,江丹別【多目的ホール】,東鷹栖【講堂】,北星【講堂】,新旭	
	川【講堂】,春光台【講堂】,愛宕【講堂】	
農村地域センター	西神楽【講堂】	
地域活動センター	緑が丘【フリースペース(ミニキッチンを含む。)】	
地区体育センター	東【会議室1】	

多目的室D (200 ㎡以上 (多目的室 E を除く。))			
地区センター	末広【ホール(大)】,豊岡【ホール(大)】,忠和【ホール(大)】,啓明【ホ		
	ール(大)】, 神楽岡【ホール(大)】, 新旭川【ホール(大)】, 北星【ホール		
	(大)】, 春光台【ホール(大)】		
公民館	神楽【木楽輪】,神居【大会議室】,西神楽【講堂】		
農村地域センター	永山【ホール】		
地域活動センター	末広【多目的ホール(半面)】、緑が丘【多目的ホール(半面)】		

多目的室E(体育室等)(400 m以上(同程度の貸室(部屋)を含む。))		
住民センター	東部【体育室】,北部【体育室】,永山【体育室】,神居【体育室】	
公民館	永山【大ホール】, 東鷹栖【大ホール】	
農村地域センター	西神楽【ホール】,東旭川【ホール】,東鷹栖【ホール】	
地域活動センター	末広【多目的ホール(全面)】、緑が丘【多目的ホール(全面)】	
地区体育センター	東【体育室】	

#### (5) 使用料及び利用料金の設定基準等・・・・イ 使用料及び利用料金の改定

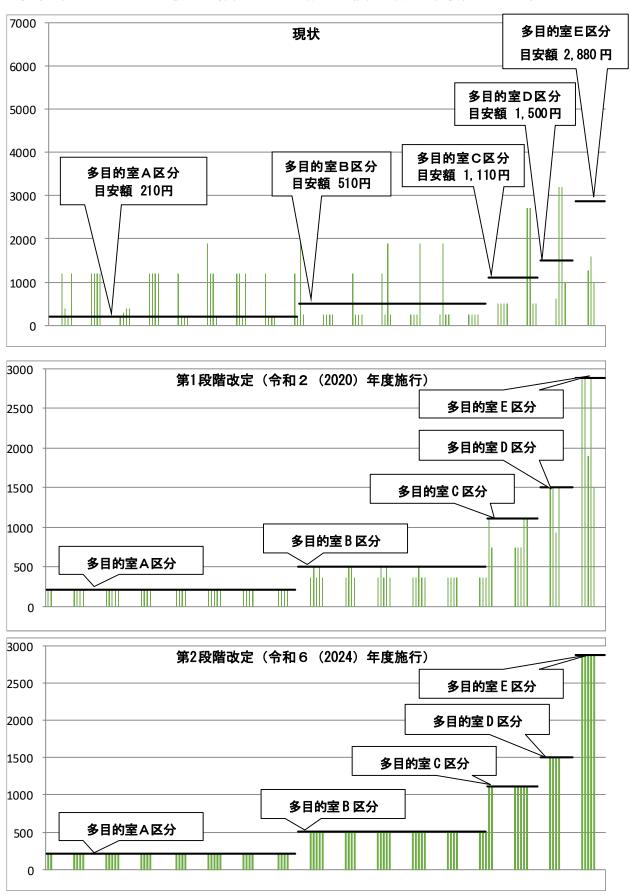
利用者負担額の設定に当たり、貸室区分ごとに平均額を算出し、その額を目安額としています。 目安額が現行の利用者負担額よりも低い場合は、第1段階において目安額まで改定(下げる)し、 目安額が現行の利用者負担額よりも高い場合は、1.5倍を上限として改定(上げる)することを基本 とし、部屋の広さに応じた共通使用料及び利用料金の上限額を設定します。

改定額及び進め方について ※午前(3 時間当たり)の額				
区分	現行	目安額	第1段階	第2段階
多目的室A	180 円~1, 900 円	210 円	210 円	_
	いずれの貸室も1回(	の改定で目安額に到達	できる見込みです。	
多目的室B	250 円~1, 900 円	510 円	510円	_
			360 円	510円
	公民館及び農村地域・	センターについて, 1	回の改定で目安額に	到達できないため,
	それらについては2[	回の改定が必要です。		<del>-</del>
多目的室C	500 円~2, 700 円	1, 110 円	1, 110 円	_
			750 円	1, 110 円
	公民館及び西神楽農	業構造改善センター(	講堂等)について,「	1回の改定で目安額
	に到達できないため、	それらについては2	回の改定が必要です。	0
多目的室D	620 円~3, 200 円	1,500円	1, 500 円	_
			930 円	<u>1,500 円</u>
	永山ふれあいセンター(ホール)については、1回の改定で目安額に到達できない			
	ため、複数回の改定を	が必要です。		
	※下線部は第2段階	こおいて上昇率が 1.5·	倍を超える可能性が	あるもの。
多目的室E	1,000円~7,000円	2, 880 円	2, 880 円	_
			1, 500 円	<u>2, 880 円</u>
			1, 890 円	<u>2, 880 円</u>
	永山公民館(大ホール),東鷹栖公民館(大ホール),西神楽農業構造改善センター			
	(ホール), 東旭川農村環境改善センター(ホール), 東鷹栖農村活性化センター(ホ			
	ール)の5室については、1回の改定で目安額に到達できないため、それらについ			
	ては複数回の改定が必要です。			
	※下線部は第2段階において上昇率が 1.5 倍を超える可能性があるもの。			

<sup>(</sup>注)本計画で示している目安額は、現在のコスト等に基づき料金を算出した算定料金として示しております。2回目の改定においては、最新のコストに基づき料金の算定を行うため、改めて算出した目安額が、現在示している目安額と異なる場合があります。

また、2回目の改定においても、改定後の料金は、改定前の1.5倍を上限とする予定です。

(参考:改定のイメージ(午前(3時間当たり)の額) ※縦軸は額(円), 横軸は室の分布状況



(6) 減免	
	・公民館及び農村地域センターでは、市が規則で減免対象を規定しているほか、地域においる。
現状	域活動センターでは、条例の利用料金設定基準において、一般と地域活動団体が
	利用する際のそれぞれの額を規定しています。
	・公民館については,施設利用者の大多数が減免対象となっています。
	○利用者の固定化と負担の公平性が損なわれることのないよう、減免は真にやむを
	得ないものに限定することを基本とします。
第1段階に	〇全ての地域集会施設について,利用者負担額を「市費負担割合50%: 受益者負担
向けた主な取組	割合 50%」に基づき設定するため、施設によっては、大幅に料金が下がることか
	ら、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討
	します。
	第1段階(令和2(2020)年度~)
	〇社会教育団体, 社会福祉団体, 農業団体, 生涯学習活動団体について, 減免等に
第2段階に	関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を進めます。
向けた主な取組	○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を活用しても、減免等の適用となる
	運用を検討します。
	第2段階(令和6(2024)年度~)

#### (参考:現行の各施設類型の減免対象)

施設類型	減免対象	減免額
<i>₩</i>	【指定管理者が規定】	
	・運営団体の主催する会議及び行事	
住民センター     地区センター	・市民委員会の主催する会議及び行事	利用料金の1.5~3割減額
地区センダー	・町内会の主催する会議及び行事	
	・その他指定管理者が必要と認めた会議及び行事	
	【規則】	
	<ul><li>社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域自治団体が</li></ul>	使用料の5割減額
	本来の活動のために使用するとき。	
公民館	・旭川市,教育委員会等が主催する事業に使用すると	使用料免除
	き。	文川 行元  亦
	・その他教育委員会が必要と認めたとき(生涯学習活動	使用料の5割減額
	団体含む。)。	文介40/3 司/收负
農村地域センター	【規則】	
	・農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治	使用料の5割減額
	団体が本来の活動のために使用するとき。	
	・その他市長が必要と認めたとき。	減額又は免除

施設類型	減免対象	減免額
地域活動センター	【指定管理者が規定】	<b>过短刀什名</b> 哈
地域活動センダー	・指定管理者が特に必要と認めたとき。	減額又は免除
	【指定管理者が規定】	
	・旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき(体育、	利用料金免除
	スポーツ行事)。	
地区は答わいねー	・指定管理者が主催するとき(体育,スポーツ行事)。	利用料金免除
地区体育センター	・旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき(体育	   利用料金の 5 割減額
	スポーツ行事以外)。	村田村並の3 剖源領
	・市内の中学校連盟又は高校連盟が主催するとき。	利用料金の5割減額
	・その他市長が特に必要と認めたとき。	その都度定める

(7)その他運用に関すること		
現状	<ul> <li>公民館では、社会教育法第23条の禁止事項が規定されているほか、運営において、飲食を伴う部屋の利用を制限しています。</li> <li>・飲食については、公民館以外に利用できる施設がない地域も一部にあり、公民館利用者のアンケート調査でも、飲食を許容する意見が、全体のうち約4割を占めています。</li> </ul>	
第1段階に	〇公民館の運用の見直しにより、令和2(2020)年度から飲食の扱いの緩和を検討	
向けた主な取組	します。	
第 1 段階(令和 2 (2020)年度~)		
第2段階に	〇公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、社会教育法第	
向けた主な取組	23条の禁止事項の見直しを行います。	
第2段階(令和6(2024)年度~)		

#### (参考: 社会教育法第23条 公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を 援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### 第3章 生涯学習の振興

#### 1 公民館の位置付け

公民館は、生涯学習の振興のため、自主事業を実施しているほか、生涯学習活動団体をはじめ とする各種団体に対して活動場所を提供しています。

これらの機能は、将来にわたり必要ですが、一方で公民館は、施設の老朽化などの課題を抱えており、また、全市的に老朽化施設の建替えが困難になりつつあることから、専用施設としての公民館の位置付けを見直し、事業実施及び各団体の活動場所として、住民センター、地区センター、農村地域センター、地域活動センター、地区体育センター(以下「住民センター等」という。)を含めて、活用しながら、生涯学習の振興を図ります。

#### 2 現状と課題

社会教育法第22条に規定している公民館の各事業について、現行の実施状況のほか、公民館の 位置付けの見直しと住民センター等の活用により、新たに対応可能となるものと生涯学習の振興 に向けた課題は次のとおりです。

区分	内容
定期講座を開設すること。	【現状】
	〇自主事業の実施: 4,718回 113,631人(平成30年度実績)
討論会,講習会,講演会,実	【新たに対応可能なもの】
習会、展示会等を開催するこ	〇住民センター等を活用して実施することで、学習機会の拡大が図ら
٤.	れる。
体育、レクリエーション等に	【振興に向けた課題】
関する集会を開催すること。	〇自主事業を企画・立案・実施するための推進体制。
図書, 記録, 模型, 資料等を	【現状】
備え、その利用を図ること。	〇概ね、図書館分室又は近隣に地区図書館を設置している。
	【新たに対応可能なもの】
	〇住民センター等を含めて、各種設備の配置を検討することも可能に
	なる。
各種の団体、機関等の連絡を	【現状】
図ること。	〇各種の団体,機関等とは様々な分野で関わりが深い。
	【新たに対応可能なもの】
	O住民センター等も活動場所とすることで、地域における生涯学習活
	動の機会が拡大する。
	【振興に向けた課題】
	○各種の団体、機関等との連絡・調整及び事業実施のための推進体制。

区分	内容
その施設を住民の集会その	【現状】
他の公共的利用に供するこ	〇貸室: 37, 425 回 566, 376 人 (平成 30 年度実績)
٤.	【新たに対応可能なもの】
	〇同程度の広さの部屋であれば利用者負担が同額となるため, より利
	便性の良い施設を選択することが可能となる。ただし、現行の公民
	館の使用料からは増額の見込み。
	【振興に向けた課題】
	〇公民館が社会教育法に規定された施設でなくなった場合、住民セン
	タ一等の利用者も,より利便性の良い施設を選択することが可能と
	なるため,現在,公民館を利用している者が活動場所を確保できる
	ような運用上の工夫も必要。

#### 3 生涯学習の振興に当たっての取組の方向性

生涯学習を振興するため、専用施設である公民館を持たない場合においても関連施策を推進することは可能ですが、その際、明確化するべき取組の方向性は次のとおりです。

#### (1) 学習機会の提供に関する社会教育活動の場の拡大

公民館のほか、住民センター等も積極的に活用して、各種事業の実施など学習機会を提供することで、市民にとって、より参加しやすい環境を整えるとともに、各種団体・機関と連携して、社会教育活動の場の拡大を図ります。

#### (2) 設備・機能の再配置

主に公民館に併設されている生涯学習に係る設備・機能については、面積等により、事業展開に制約が生じている状況もあります。このため、住民センター等を含めて、各種設備の配置を検討します。

#### (3) 生涯学習活動団体の支援

公民館の貸室の利用状況では、約8割が各種団体の利用となっています。それらのうち、多数を占めている生涯学習活動団体は、公民館との関係性が極めて強いものであり、運用上の工 夫等により、活動場所の確保を図ることが必要です。

公民館を利用する団体が、住民センター等も含めて活動場所を拡大し、どの施設を利用しても同じように活動できるようにするためには、減免対象の見直しが必要であることから、市が支援する生涯学習活動の整理と審査・認定に関する作業を計画的に進めます。

#### 4 社会教育活動に関する推進体制

社会教育法に基づく公民館を持たない場合にあっても、社会教育活動に関する推進体制の充実が必要であり、主な検討項目は次のとおりです。

#### (1) 専任組織の維持

公民館を所管する公民館事業課は、自主事業の企画・調整・実施のほか、各公民館の施設管理及び運用に関する業務を行っています。今後、社会教育法に基づく公民館を持たないとした場合は、施設管理及び運用に関する業務から、生涯学習の振興における社会教育活動の充実に関する業務へと比重を移しながら、専任組織を維持します。

#### (2) 附属機関の維持

公民館の運営等に関し必要な事項を審議させるため、教育委員会では、旭川市公民館運営協議会を設置しています。今後、社会教育法に基づく公民館を持たない場合にあっても、生涯学習の振興における社会教育活動について調査審議する機能を維持します。